



巨理町いちご団地入植者募集

国の復興交付金を活用して整備した「いちご団地」について、施設に空きが生じることから、新たな入植者を募集します。

1、応募要件

- 町内に住所を有すること、または入植と同時に町内へ転入すること
- いちごの栽培経験があること（またはあると認められること）

2、募集期間

令和4年5月6日から5月27日まで

3、申し込み

申し込みを希望する場合は、役場農林水産課備え付けの申込書に必要事項を記入の上、募集期間内に役場農林水産課あて提出願います。

4、その他

ご不明な点や詳細については、役場農林水産課までご連絡願います。



いちご団地入植概要

【施設概要】

- 1) 内 容 亶理町いちご団地への入植（いちご栽培）
- 2) 場 所 浜吉田いちご団地No. 11 亶理町字苺里11
- 3) 面 積 土地面積：6,349㎡
栽培面積：2,856㎡
- 4) 施 設 高設鉄骨ハウス 7連棟（2,856㎡うち管理棟96㎡）
育苗パイプハウス 4棟（5.4m×40m＝216㎡×4棟） 外
- 5) 設 備 施設内一式

【入植条件】

- 1) いちご団地内（104戸）で組織する「いちご団地管理組合」に加入すること
- 2) 亶理町農業復興地域還元事業基金への納入を行うこと
- 3) 団地の施設、設備等に関する保守管理経費及び生産にかかる諸経費を負担すること
- 4) 永続的に営農を行うこと
- 5) 直売施設等を設置しないこと
- 6) 町民税等に未納がある場合は、税務相談を実施の上、計画的納税に努めること
- 7) 暴力団等と関わりがないこと
- 8) 施設の耐用年数が過ぎても使用すること
- 9) 入植期間中に違反等があった場合は違約金等の措置が講じられること
- 10) 地権者（現入植者）との所有権移転等の手続き及び諸費用について負担すること
- 11) その他入植に関して現入植者と資機材等の処遇について面談すること

【入植に関して】

- 1) 入植者の決定について
亶理町が、地権者（現入植者）、JAみやぎ亶理、いちご団地管理組合と協議して決定します。
- 2) いちご団地の処遇について
現在、いちご団地の土地については、地権者（現入植者）が所有し、いちご団地の施設・設備は、亶理町が所有しております。今回の入植にあたり、土地については所有権移転等の手続き、施設・設備については亶理町との無償貸与契約を締結します。
- 3) 入植にかかる費用負担について
入植にあたって、土地の所有権移転に係る経費や栽培に関する設備、資機材等の初期費用は新たな入植者の費用負担となります。
※費用負担については、地権者（現入植者）との交渉の上、決定されます。

【入植までのスケジュール】

- | | | |
|--------|-------|-----------------------------|
| 5月 6日～ | 5月27日 | 入植申込受付 |
| 5月30日～ | 6月15日 | 入植予定者決定 |
| 6月15日～ | 7月31日 | 地権者（現入植者）との面談（交渉）及び施設等の現況確認 |
| 8月 1日～ | 8月31日 | 入植審査及び入植者決定、契約締結 |
| 9月 1日～ | | 鍵引渡し（入植）営農開始 |

※入植までの最速のスケジュールです。状況によって遅れる可能性も十分にありますのでご了承ください。

いちご団地入植申込書

令和4年 月 日

いちご団地の入植に関し、下記のとおり入植を希望しますので申し込みます。

【入植予定者情報】

フリガナ 申込者名	_____	性 別	_____
生年月日	_____年 月 日 (歳)	現 職 業	_____ (_____)
現 住 所	_____	営農形態	_____
連 絡 先	携帯： _____	家族意向	_____
いちごの 営 農 歴	_____年 (_____)	高設栽培 の営農歴	_____年 (_____)
いちごの 栽培面積	_____ a (_____)	いちごの 設 備 等	_____
後継者の 有 無	_____		

【入植に関する情報】

	※最低500万以上	
入植資金	_____円 (_____)	認定取得 予定状況 _____
申込理由	_____	

その他	_____	

※必ずすべて記載してください。

申込期限：令和4年5月27日

申 込 先：亶理町 農林水産課 農政班まで